

地域活性化事業及び会員褒賞品配布事業（高野口町商工会） 概要

1	発行開始日	令和8年4月1日（水）
2	発行期間	令和8年4月1日（水）から令和9年2月28日（日）
3	利用期限	ユーザーが地域通貨の発行を受けた日から、 令和9年2月28日（日）までとします。
4	発行価格	1ポイント = 1円
5	発行予算額	700,000ポイント
6	発行限度額	30,000ポイント（最大） / 1回あたり
7	利用可能店舗	商工会が指定する商工会会員店舗 ただし、「Hashi-Moカード」については、上記加盟店舗により利用不可場合があります。 利用可能店舗一覧は商工会がポイント付与の際に説明し一覧を紙ベースで配布します。
8	発行方法	商工会が主体となって発行
9	決済方法	ポイント付与のみなので決済は発生しない。
10	利用条件	地域通貨使用取引において、地域通貨のポイントが不足した場合、ユーザーは不足分を現金で支払うことができるが、加盟店舗により現金併用ができない場合があります。
11	払戻条件	発行者は、地域通貨の払戻しは行いません。